



自由民主 号外号 発行 自由民主党 千100-9910 東京都千代田区永田町1-11-23 電話 03-3881-6211 http://www.jimin.jp

発行元：自由民主党神奈川県第12選挙区（藤沢・寒川）支部 支部長 千251-0052 神奈川県藤沢市藤沢973 相模プラザ第3ビル1F TEL:0466-23-6338 FAX:0466-23-6339 http://t-stars.com @hossys Hoshino tsuyoshi(星野剛士)

# 星野つよし

—平成26年7月8月— VOL. 27 特集号

## 憲法解釈の「再整理」

### 「集団的自衛権について」



### 戦後70年と安全保障の悪化

中国公船による領海侵犯は昨年だけで188隻に及びました。領空侵犯も確認されています。東シナ海の公海上空では、自衛隊機に中国軍戦闘機が異常接近した事例も2度報告されています。海洋進出の意欲を隠そうともしない中国は、安全保障上の脅威となっており、その現実から目を背けるべきではありません。さらに、北朝鮮による核兵器・弾道ミサイル開

発も止まっています。国の安全保障は、「現実の問題」です。平和憲法があるから、日本は平和だというのは、幻想的平和主義、つまり、ファンタジーの世界のおとぎ話なのではないでしょうか。安倍晋三総理は、世界の平和に貢献しつつ、自国の安全保障の「抑止力」を高める「積極的平和主義」を標榜し、一歩一歩前に進んでいます。米国や豪州、NZをはじめアセアン諸国など太平洋アジア諸国から高く評価されています。平和を維持するためには、「抑止力」が必要ですが、その抑止力という壁に空いたいくつもの「穴」を埋める作業を法整備上、行う必要があるのであるのです。

## 集団的自衛権とは

今テーマとなっている「集団的自衛権」とは、なんでしょう。独立主権国家は全ての国が集団的自衛権を持っています。当然、我が国も持っています。このことは、国連憲章第51条で明記されています。ただし、これまでの内閣法制局の判断では、「その権利は持っているけれど、使うことは憲法上できない」というものです。持っているけど、使うことができない「権利」だということです。では、憲法のどの条文に集団的自衛権は持っているけど、使えないと書いてあるのでしょうか。

前文にも、第9条にもそんなことは、一言も書かれていません。

## 憲法解釈とは

戦後約70年の間に憲法解釈は幾たびも変更されてきました。大きな節目だけでも4回。1972年の田中角栄内閣での憲法解釈が今日まで引き続いていきます。それは「他国に加えられる武力攻撃を阻止することを内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないと宣言するを得ない」というものです。憲法解釈はこれまで内閣法制局が行ってきました。内閣の一部局が判断した。内閣が認めてきたのです。その事柄が憲法に適合しているかないかの判断は、最終的には、司法つまり最高裁判所です。三権分立だからです。

《第2面に続く》

# 一人ひとりのために、日本のために。

～ 星野つよしの活動報告 ～



安倍総理へ要望、政策提言

地域での様々なご意見を生かし、国会の場で発言、提言するとともに、国会議員の一人として国の課題も現場から調査し政策実現してゆきます。



市内各所で、国政報告会やミニ集会を開催し、様々な課題について意見交換させていただいております。是非、お声掛けください。



藤沢市高齢者福祉大会



例大祭神輿渡御

遊行の盆

藤沢・寒川の様々な行事に参加させていただき、ご挨拶させていただいております。多くの皆さんにお声掛けや、ご意見をしっかりと受け止めて地域の代表として活動してまいります。



毎週土曜日藤沢駅南口街頭活動、毎週月曜日市内街頭活動、夕刻の市内街頭活動など市民の皆さんへ国政報告をさせていただいております。

## 毎月十八日放送

ホシノテレビは星野つよしがMCをつとめる湘南をテーマに語り合うトーク番組です。湘南に暮らす元気いっぱいの人々や、街の魅力を生中継でお伝えしていきます！

http://ch.nicovideo.jp/hoshinotv

こちらにアクセス



## 星野つよし連合後援会事務所 自民党神奈川県第12選挙区支部

〒251-0052 藤沢市藤沢973相模プラザ第3ビル1F TEL0466-23-6338 FAX0466-23-6339 H P: http://t-stars.com Mail: hosino@t-stars.com

国会見学へ行こう！

星野つよし事務所では国会見学をご希望の方を大募集しております。ツアーでも、個人でも結構です。ご希望の方は事務所までご連絡下さい。

《第1面より続く》  
集団的自衛権について、最高裁判所は判断したことがあるのでしょうか。戦後一度だけ、1959年に行っていきます。砂川裁判の判決で、「国の存立を全うするため、自衛の措置は取りうる」というものです。要点は、自衛権は行使できるといふもので、個別のとか集団的とかは、論じていないのです。

再整理とは

一般的に今回の集団的自衛権についての閣議決定は憲法解釈の「変更」と言われますが、正確には、「再整理」だと考えています。

1972年の内閣法制局の判断があまりにも雑な分類作業だったことは明白です。その根拠も示さずに「憲法上、行使できない」

としてしまったことの罪は大きいと言わざるを得ません。これを正すための「再整理」なのです。

閣議決定とは

7月1日は自衛隊発足60周年。その日に憲法解釈の再整理のための閣議決定が行われたことは、戦後政治史にとって意義深いことでした。閣議決定とは、その内閣の方針を決定することです。当然ですが、内閣は、行政府です。日本は、法治国家ですから、法律に従って行政を行わなければなりません。内閣が方針を決めただけでは、不十分なのです。

国会と立憲主義とは

一つの内閣が憲法解釈の変更や再整理を行うこと



熊本の陸上自衛隊西部方面総監部視察

は、憲法の安定性や立憲主義の精神に反する暴挙だとの批判が、一部野党や一部偏向したメディアにあります。到底納得できません。何故ならば、安倍内閣は、閣議決定に基づき、自衛隊法などの関係法の改正案を国会の最高機関である「国会」の審議にはかかるとなるのです。国権の最高機関であり、国民の代表者で構成される国会の質疑を経て、採決される可決したものが法律となるのです。立憲主義そのものの手続きを丁寧に踏むのです。

限定的な容認と新3要件

今回の集団的自衛権の行使容認は、なぜ「限定容認」と言われるのでしょうか。理由は3つの条件があるからです。自衛のための武力行使の「新3要件」です。

第一は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」です。「我が国の存立を根底から覆す明白な危険」を要件としていますから、他国と地球の裏側まで行き、戦争を行うことは決してありません。

第二に、「国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」です。事態が切迫して外交



熊本の陸上自衛隊西部方面総監部を部隊視察しました。番匠幸一郎総監からブリーフィングも受けました。

交渉や経済制裁などの他の手段が使えない場合に限られるということです。第三に、「必要最小限の実力行使にとどまるべきこと」です。「以上の3要件に該当する場合のやむを得ない自衛の措置として初めて許容される」としています。極めて厳しい「歯止め」がかかっているのです。

日米同盟の将来像とは

同盟国である米国との関係はどうなるのでしょうか。日米は安全保障条約によって同盟関係にあります。そもそも同盟とは、助け合いの関係ですが、有事の際、米国には日本の防衛義務があるにも関わらず、日本には、米国の防衛義務はありません。その代わりに基地提供義務があるというアンバランスなものであり、米国にある「安全保障ただ乗り論」の根拠でありました。

今後は、日本の存立が根底から覆される明白な危険がある場に限り、米国を防衛することとなります。アンバランスは解消することとなります。

国連平和維持活動PKOとは

1992年にPKO協力が成立して以降、日本は国連平和維持活動(PKO)のために自衛隊を、14ヶ国、延べ人数10294人の要員を派遣してきました。世界の平和維持活動に貢献してきており、国際社会から日本のPKO活動への高い評価を得ています。ただし、これまでは、日本のPKO要員が派遣されている当該国において、他国の部隊や国連職員がテロリスト組織に攻撃を受けても、防衛すること、いわゆる「駆けつけ警護」はできませんでした。今後は、PKO協力の一部改正により、可能となります。不安定な政情の中で活動するPKO要員たちの実情と世界の常識

に近づくこととなります。

グレーゾーンとは

グレーゾーンとは、有事ではないが、平時とも言えない状態のことを指します。例えば、ある国の軍人が、日本の領土である尖閣諸島を占領するために、漁民に扮した格好で上陸したとします。軍人であっても変装して漁船で近づきますから、国家による「武力行使」なのかどうか判断とします。海上警備行動という自衛権行使のタイムミン



米国総領事との意見交換、西普天間住宅地区視察、地主の皆さんとの意見交換、第11管区海上保安本部視察、陸海空各自衛隊への激励・視察、沖縄県内の若手市町村長との意見交換など、ハードスケジュールでしたが昨年に劣らず非常に有意義な視察をさせて頂くことができました。国会議員である限り沖縄が抱える諸問題から眼を逸らして進むことは出来ません。東アジア(西太平洋)の安全保障・経済政策を考えるためにも引き続き沖縄と正面から向きあって参りたいと思います。